

戸田市政策研究所フィールドワーク制度要綱

〔平成22年4月28日〕
所 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、戸田市政策研究所（以下「研究所」という。）が、戸田市内でフィールドワークを実施する実習生を受け入れるため、戸田市政策研究所フィールドワーク制度（以下「フィールドワーク制度」という。）を設け、戸田市を大学の研究フィールドとして研究活動に提供し、その活動を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「フィールドワーク」とは、実習生が本市を直接学術研究の対象とすることをいう。

2 この要綱において、「実習生」とは、原則として学校教育法（昭和26年法律第26号）に規定する大学、短期大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められた者をいう。

- (1) 参加に当たり、明確な目的意識を持っている者
- (2) フィールドワークの成果を教育研究活動に反映できる能力及び資質を有する者
- (3) 服務規律を遵守することができる者

(支援内容)

第3条 フィールドワーク制度による支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 所管課の紹介・調整
- (2) 公共施設の利用紹介・調整
- (3) 行政資料等の提供。ただし、無料の行政資料以外については、実習生負担とする。

(実習生の受入手続)

第4条 実習生の受入れを実施する場合には、学生が在籍する大学等の関係者（以下「関係者」という。）が、原則としてフィールドワークを希望する期間の初日から起算して1週間前までに、フィールドワーク実習生受入協議書（第1号様式。以下「協議書」という。）又はこれに準ずる書類を研究所長（以下「所長」という。）に実習生が作成したフィールドワーク計画書を添えて提出し、協議しなければならない。

2 所長は、協議書を受理した場合には、当該協議書において協議対象とされている学生（以下「対象学生」という。）の受入れの可否を選考により決定するものとする。

3 所長は、次に掲げる事項に留意し、フィールドワークを希望する学生を選考する。

- (1) 第2条第2項に該当すると認められる学生であること。
- (2) 学生を指導する教授、准教授、講師等の推薦があること。

4 所長は、前項の規定による決定をしたときは、関係者に対し、フィールドワーク実習生受入に関する決定書（第2号様式）により通知するものとする。

5 所長は、受入れの可否の決定に当たり、対象学生に関する必要な情報の提供を関係者に請求することができるものとする。

(実習生の身分)

第5条 所長は、実習生をその在籍する大学等における身分を有したまま受け入れるものと

する。

(フィールドワーク期間)

第6条 フィールドワーク期間は、受入決定した翌年度末までとし、必要に応じて所長と関係者が協議の上決定するものとする。

(経費)

第7条 フィールドワークに係る経費は、関係者又は実習生が負担するものとする。

(服務)

第8条 実習生は、フィールドワーク中は研究活動に専念し、フィールドワーク目的の達成に努めなければならない。

- 2 実習生は、戸田市（以下「市」という。）職員が遵守すべき法令等の定めに従うものとし、所長及び研究所職員の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 実習生は、フィールドワークにより知り得た情報（公開されているものを除く。）を他に漏らしてはならない。フィールドワーク終了後においても同様とする。
- 5 実習生は、市におけるフィールドワークの成果を論文等として発表等をする場合には、事前に市及び実習担当者の承認を得なければならない。この場合において、当該論文等に係る著作権は、市及び実習生の双方が有するものとする。
- 6 前各項の規定に従わず、実習生が故意又は過失により市の信用を傷つけ、不名誉となる行為をし、又はフィールドワークにより知り得た情報を他に漏らしたことにより市に損害を与えたときは、所長は、関係者及び実習生に当該損害額を限度として求償するものとする。
- 7 実習生は、フィールドワークを行う場合には、あらかじめその旨を実習担当者に連絡しなければならない。
- 8 前項の規定によるフィールドワークを、病気等により行うことができない場合には、あらかじめその旨を実習担当者に連絡しなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を実習担当者に連絡しなければならない。

(誓約等)

第9条 実習生は、事前に誓約書（第3号様式）を所長に提出しなければならない。

- 2 関係者は、この誓約書に掲げる事項の遵守について、実習生に対する指導を徹底しなければならない。

(報告書)

第10条 実習生は、フィールドワーク終了後に研究成果を所長に研究所が指定する期日までに提出するものとする。

(フィールドワークの中止)

第11条 研究所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、フィールドワークを中止することができる。

- (1) 実習生が第8条の規定に従わない場合等、フィールドワークを継続することが困難であると認められるとき。
- (2) フィールドワークを継続することにより、研究所の業務に支障が生じる場合又はそのおそれがあるとき。

(3) フィールドワークの目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 所長は、前項の規定により、フィールドワークを中止する場合には、その旨を関係者に通知するものとする。

(災害補償等)

第12条 実習生のフィールドワーク中における災害、通勤災害、疾病及び死亡した場合の補償は、すべて関係者において行うものとする。

2 フィールドワーク中における災害等に備え、関係者は実習生に傷害保険、賠償責任保険等に加入させるものとする。

3 実習生の故意又は過失により、市及び第三者に対して損害を与えた場合には、実習生と関係者は連帯して当該損害に対する賠償責任を負うものとする。

(庶務)

第13条 フィールドワークに関する庶務は、研究所において処理するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。